

こんにちは ハローワーク

令和8年10月2日発行

10 月号

築館公共職業安定所
栗原市築館薬師2丁目2-1 TEL 0228-22-2531

～ハローワークからのお知らせ～

○●宮城県最低賃金の改正●○

～令和8年10月1日から時間額は1,098円に～

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用される宮城県最低賃金は60円引き上げ、時間額1,098円に改定されました。

宮城労働局では、引き続き、最低賃金制度及び最低賃金額について幅広く周知を図るとともに、事業場に対しては最低賃金が適切に支払われているか監督指導等を通じて確認し、最低賃金の履行確保を図ることとしています。

*詳細については2～3ページを参照ください。



労働市場の動き(8月内容)

ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆8月の有効求人倍率は1.40倍

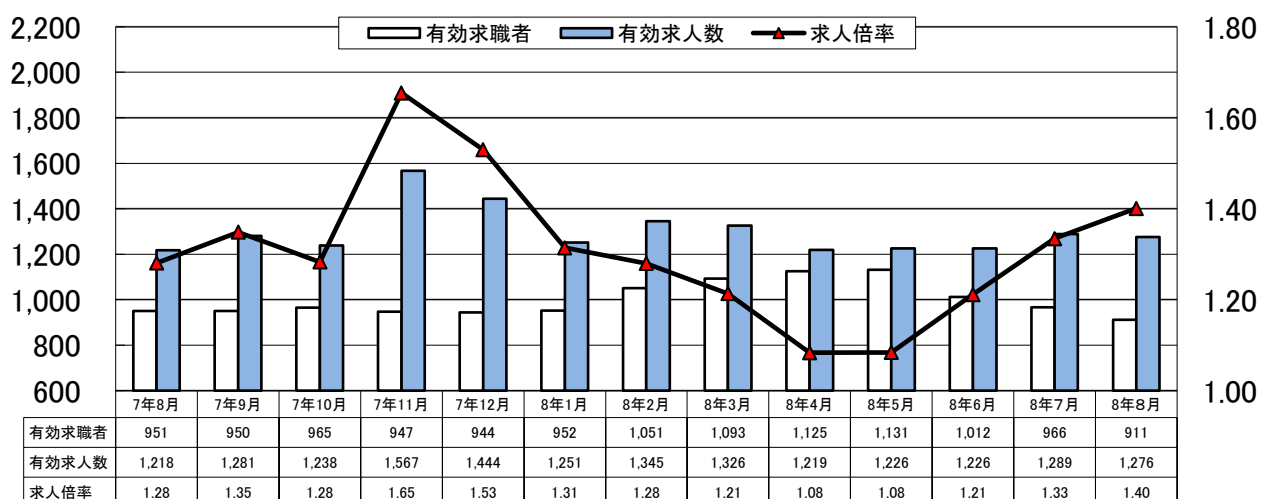
◆月間有効求人数は1,276人、月間有効求職者数は911人

・新規求人数は、前月に比べ7人(1.5%)の減少となり、前年同月との比較では25人(5.8%)の増加となりました。

・新規求人を主な産業別に前年同月と比較すると、「宿泊業・飲食サービス業」(6人増、85.7%増)、「サービス業(他に分類されないもの)」(24人増、51.1%増)等が増加した一方で、「卸売・小売業」(13人減、46.4%減)、「建設業」(3人減、5.9%減)等が減少しました。

・新規求職申込件数は154人と、前月に比べ55人(26.3%)減少となり、前年同月との比較では28人(15.4%)の減少となりました。

・このため、8月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,276人に対し、月間有効求職者数911人で、有効求人倍率は、1.40倍となり、前年同月を0.12ポイント上回りました。



確認
OK?

最低賃金

働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保証する制度です。

宮城県 最低賃金

令和8年
10月1日^{から}
時間額

1,098円

前年比
60^{UP}円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう



時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

B 日給の方

日給		円	÷	1日の平均所定労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
----	----------------------	---	---	-------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

C 月給の方

月給		円	÷	1か月の平均所定労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
----	----------------------	---	---	--------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは? 「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

☎ 0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の 主な要件

✓ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

✓ 事業場内最低賃金の引上げ

✓ 引上げ後の賃金額の支払

✓ 生産性向上に資する機器・設備などの導入

✓ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金 支給までの流れ



1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



審査

2

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施



3

実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出



審査

4



支給

WEBで
確認!

最低賃金に関する特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関するお問い合わせは宮城労働局または最寄りの労働基準監督署へ



宮城労働局

検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性®
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
(R8.9)



雇用の動き(8月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	154	▲ 26.3	▲ 15.4
	うち45歳以上	91	▲ 29.5	▲ 18.8
	有効求職者数	911	▲ 5.7	▲ 4.2
	うち45歳以上	568	▲ 6.1	▲ 3.9
求人関係	新規求人数	459	▲ 1.5	5.8
	うち常用	447	0.9	5.7
	有効求人数	1,276	▲ 1.0	4.8
	うち常用	1,237	▲ 1.6	4.0
紹介関係	紹介件数	131	▲ 25.1	▲ 21.6
	うち常用	128	▲ 24.7	▲ 19.5
就職関係	就職件数	55	▲ 28.6	▲ 17.9
	うち常用	54	▲ 28.9	▲ 15.6

雇用保険適用状況		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
項 目				
被保険者関係	資格取得者数	139	13.9	▲ 2.1
	資格喪失者数	145	▲ 7.1	2.1
	月末現在被保険者数	15,744	▲ 0.2	▲ 2.9

